

大野城市省エネ診断受診支援補助金 交付マニュアル

ゼロカーボン(2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ)の取組推進のため、省エネ診断を受診した中小企業者等を対象に補助金を交付します。

1 補助対象事業

- ・令和5年4月1日から申請日までに大野城市内に所在する事業所において実施する「省エネ診断」を受診し完了したもの。

【省エネ診断とは】

本補助では診断に要する費用に国の補助金が充当されている以下の省エネルギー診断を対象とし、総称して「省エネ診断」としています。診断内容や金額など詳しい内容についてはそれぞれの事業を確認してください。

診断名	実施団体	URL
省エネ最適化診断	一般財団法人 省エネルギーセンター	https://www.shindan-net.jp/
省エネ診断 (ウォークスルー診断)	一般社団法人 環境共創イニシアチブ	https://shoeneshindan.jp/

2 補助対象経費と補助金の額

補助対象経費	補助金額
省エネ診断受診費用	補助対象経費の全額 (振込手数料及び消費税を除く。)

3 補助対象者(以下のいずれかに該当する者)

- ・大野城市内に所在する事業所を所有する中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であること。
- ・年間エネルギー使用量(原油換算)1,500kl未満の大野城市内に所在する事業所を所有する会社法上の会社以外の法人(社会福祉法人等)であること。

4 申請手続

(1) 申請受付

予算の上限に達した日をもって期限を待たずに申請受付を終了いたします。

- ・申請は、省エネ診断を受診後、申請書類一式が揃い次第行ってください。
- ・受付は、先着順です(予算の範囲に達した日に申請した方(書類を全て提出した方)は、抽選で交付対象者を決定します)。

(2) 申請方法

大野城市役所 新館4階 循環型社会推進課に持参してください。

- ・受付時間は、開庁日の午前8時30分～午後5時(土日祝及び12月29日～1月3日を除く。)です。

(3) 提出書類

1	大野城市省エネ診断受診支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
2	役員の氏名(振り仮名を含む。)、生年月日及び性別が確認できる書類
3	法人登記に係る全部事項証明書、営業許可証等の市内に事業所を有することが確認できる書類の写し
4	省エネ診断の結果が確認できる書類の写し
5	省エネ診断の費用を支払ったことが確認できる書類の写し
6	省エネ診断の費用の内訳が確認できる書類の写し
7	市税の滞納がないことが確認できる証明書(1月以内に発行されたものに限る。)
8	その他市長が必要と認める書類

- ・申請日は、申請書類が一式揃った日となります(不足書類があった場合には、書類提出日と申請日が異なることがあります)。
- ・消せるボールペンや鉛筆等、筆跡を消すことが出来る筆記具は使用しないでください。

(4) 書類の記入例

様式第1号（第7条関係）

大野城市省エネ診断受診支援補助金交付申請書兼請求書

日付は空白でお願いします。

年 月 日

大野城市長 宛

所 在 大野城市曙町二丁目2番1号
 団 体 名 株式会社 大野城
 代表者名 大野 城太郎

大野城株式会社

大野城市省エネ診断受診支援補助金の交付を受けたいので、大野城市省エネ診断受診支援補助金交付要綱（令和5年要綱第47号）第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。また、当該補助金の交付が決定したときは、交付決定額を請求します。

なお、私は大野城市暴力団排除条例（平成22年条例第12号）の趣旨に基づき、必要に応じて氏名、生年月日等を警察署に照会することに同意します。

併せて、大野城市省エネ診断受診支援補助金及びそれと同様の補助金等の交付を受けていないこと並びに市税に滞納がないことを誓約します。

記	
補助申請額	16,500 円
省エネ診断に要した費用	16,500 円

振込手数料及び消費税を除いた金額を記入してください。

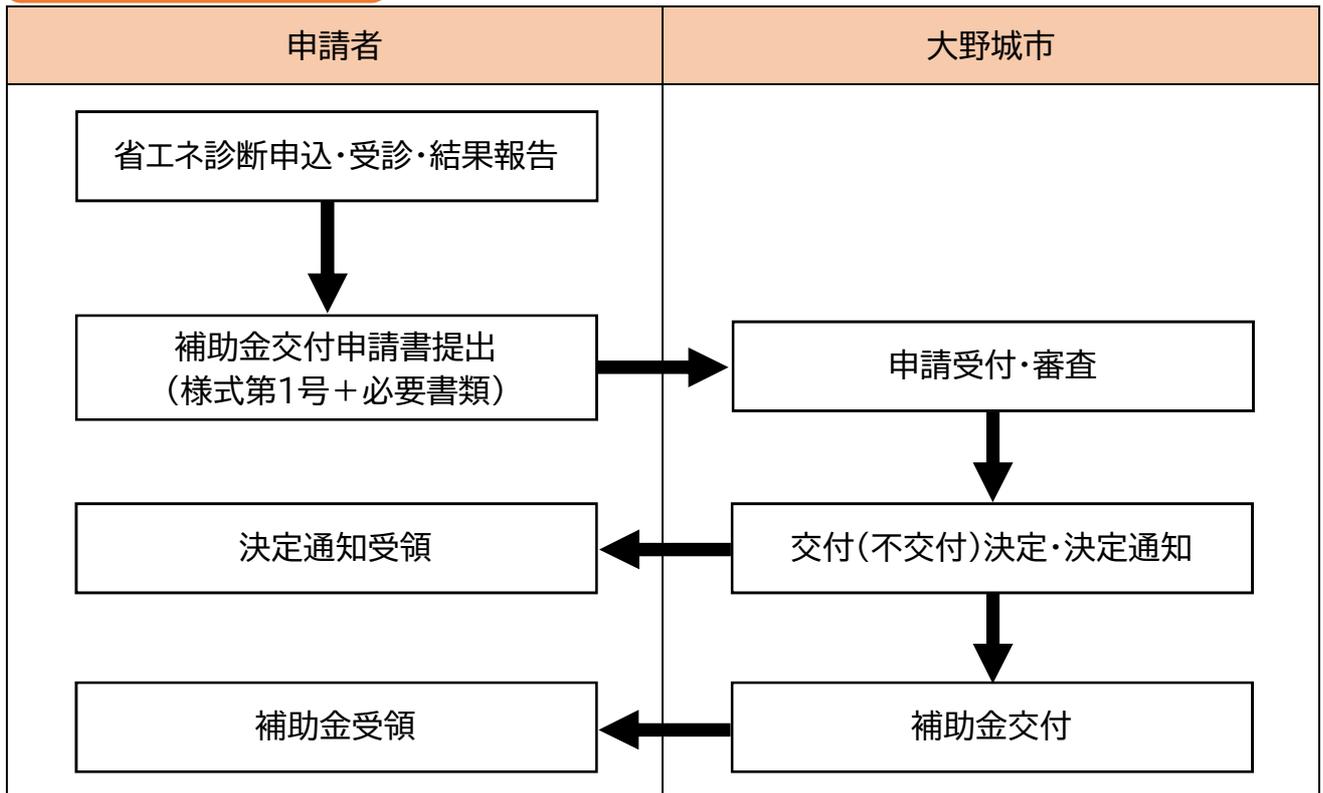
※補助金の振込先として以下の口座を指定します。

金融機関名	〇〇 銀行 農協 本店 信金・信組 〇〇 支店 労金 出張所
預金種別	普通・当座・その他（ ）
口座番号	1 2 3 4 5 6 7
口座名義	フリガナ カ) オオノジョウ 株式会社 大野城

【添付書類】

- (1) 役員の氏名（振り仮名を含む。）、生年月日及び性別が確認できる書類
- (2) 法人登記に係る全部事項証明書、営業許可証等の市内に事業所を有することが確認できる書類の写し
- (3) 省エネ診断の結果が確認できる書類の写し
- (4) 省エネ診断の費用を支払ったことが確認できる書類の写し
- (5) 省エネ診断の費用の内訳が確認できる書類の写し
- (6) 市税の滞納がないことが確認できる証明書（1月以内に発行されたものに限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(5) 手続の流れ



5 注意事項

- ・申請書類はよく確認した上でご提出ください。不足書類があった場合は、補助金は交付できません。
- ・補助金交付後に偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが発覚した場合は、交付決定の一部または全部を取り消し、補助金の返還を求める場合があります。(大野城市省エネ診断受診支援補助金交付要綱(令和5年要綱第47号)第9条)
- ・他の団体の補助金を受ける場合は、併用が可能か事前に確認してください。

<申請・問合せ先>

〒816-8510 大野城市曙町二丁目2番1号
大野城市 循環型社会推進課 ゼロカーボン推進担当
電話:092(580)1886
FAX:092(573)0022